

# 第1章 「学校における危機管理の手引き」の基本的な考え方

## 1 危機管理の定義

一般的に、危機がなるべく起こらないように対処する活動をリスク・マネジメントと呼び、危機的な状況が発生した後の活動を危機管理（クライシス・マネジメント）と呼ぶ。しかし、リスク・マネジメントには、危機時の体制やマニュアルの整備等の危機に関する対応事項が含まれている場合もあり、また、危機管理も危機を発生させない活動も含めて危機管理と呼ぶ場合もある。このように両者の差異は必ずしも明確ではないことから、本手引きでは、危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応や再発防止に向けた対策を含めた幅広い局面に対応していく取組を「危機管理」とする。

### 危機管理とは（定義）

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること。

※文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月）

## 2 危機管理の必要性

学校は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする）が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。

事件・事故や災害（危機と同義。以下同じ）は、いつ、どこで、誰に起りうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、対策が無いわけではない。適切な対策を取ることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。

不審者侵入や地震、感染症、食中毒などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、全ての学校において緊急かつ重要な課題である。

### 【中央教育審議会答申：平成20年1月17日】

学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

## 3 危機管理の目的

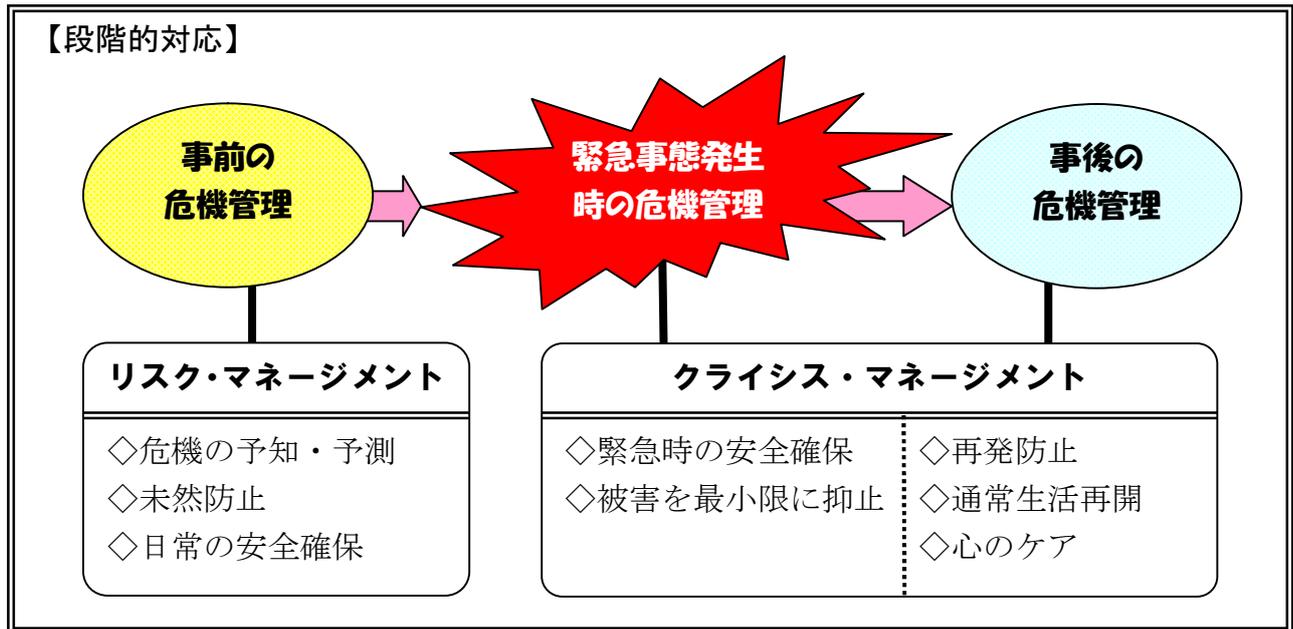
学校における危機管理の目的は、次の3点である。

- ◇ 子どもと教職員の生命を守ること
- ◇ 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- ◇ 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

（出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所）

## 4 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。



### (1) リスク・マネージメント

#### ① 危機の予知・予測

- ・過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- ・児童生徒等や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

#### ② 未然防止に向けた取組

- ・日ごろから、一人一人の児童生徒等への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- ・児童生徒等、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- ・保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

### (2) クライシス・マネージメント

#### ① 緊急事態発生時の対応

- ・緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、児童生徒等、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

#### ② 対応の評価と再発防止に向けた取組

- ・保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- ・緊急事態発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- ・未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

## 5 危機の分類

危機については、様々な観点からの危機が考えられ、分類の一例として、被害の対象と原因による危機を以下に示してみる。

分 類	内 容 (例)	
学 習 活 動 等	学 習 活 動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特 別 活 動	修学旅行、現場学習等での事故
	部 活 動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他の活動	学校施設利用中の事故
登 下 校	交 通 事 故	死傷事故等
	不 審 者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健 康	感 染 症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	ア レ ル ギ ー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食 中 毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入等
問 題 行 動 等	非 行 少 年 等	万引き、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	い じ め	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
災 害	火災・自然災害	火事、地震、津波等
施 設 設 備	施 設 設 備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
教 職 員	不 祥 事	教職員の不祥事（飲酒運転、暴力行為、セクハラ 等）
	健 康 管 理	心身の不調による業務への影響
	事 故	交通事故
教 育 計 画	教 育 課 程	未履修
財 務	資 金 管 理	公金の遺失、横領
	会 計 処 理	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
情 報	個 人 情 報	個人情報への漏洩
	情 報 シ ス テ ム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
業 務 執 行	保 護 者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	威 力 業 務 妨 害	不当要求、クレーム
	広 報 ・ 報 道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜

## 6 本手引きについて

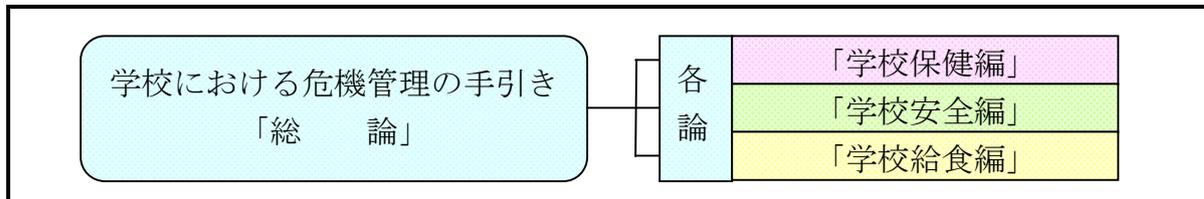
### (1) 目的

本手引きは、「学校保健法」や「学校給食法」の改正、学習指導要領の改訂を踏まえた、安全・安心な学校づくりを推進するための参考資料とする。

### (2) 対象とする危機

学校における児童生徒等の健康・安全に関する危機を対象とする。

### (3) 構成



### (4) 内容

総論	<p>～各論（保健・安全・給食）の共通事項～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「手引き」の基本的な考え方（危機管理の定義等）</li> <li>◇学校における危機管理の進め方（組織・計画(マニュアル)・連携)</li> <li>◇三段階の危機管理（事前・緊急事態発生時・事後）</li> </ul>
各論	<p>～保健・安全・給食の危機管理に関する留意事項～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇学校保健編：学校環境衛生・感染症・薬品</li> <li>◇学校安全編：生活安全・交通安全・災害安全</li> <li>◇学校給食編：食中毒・異物混入</li> </ul>

#### 【改正法のポイント】

##### <学校保健領域>

- ・ 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- ・ 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- ・ 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

##### <学校安全領域>

- ・ 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- ・ 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- ・ 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

##### <学校給食領域>

- ・ 学校給食を活用した食に関する指導の充実
- ・ 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

#### 【学習指導要領の改訂】

新学習指導要領では、小・中・高等学校共通の改善として、「教育課程編成の一般方針」の「学校における体育・健康に関する指導」において、心身の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進、安全に関する指導が明記された。